

# 近代化と前近代的制度 「農村格差の根源」

編集部

中国農村の農業就業人口は三億人、農家戸数は一億五千万戸程度であると推定できる。この膨大な数の間で格差が生じ、急速に拡大する動きがある。農村内格差（地域内農家格差）と農村間格差の拡大のことである。中国農村には、農家所得が一日一〇元程度しかない農家とその何十倍もある農家とがある。十数年も経済成長率が一〇%を超える国で、人口の大多数を占める農家世帯の所得がますます都市世帯から水を開けられ、しかもその貧しい農家世帯の間でも所得格差が広がるという現象は、最初は中国経済の近代化が、次に近代化についていけない制度の遅れがもたらしたものである。

農村内格差の基本的かたちは、直接的には農業以外に収入の途がない農家と仕送りや農外労働の途がある農家との格差であり、ほぼ同質な零細農家間における所得機会の有無や大小がもたらす格差である。農村間格差は、農村のおかれた地域経済的環境によるところが大きい。県城や鎮城に隣接する農村と農地や山林しかない辺鄙な農村との間の

格差であり、ここでは農家の異質化を伴っている。脱農できない農家という意味で同質な農家と少しずつではあるが就業機会を得て脱農しつつあるか、その可能性を持ちつつあるという意味で異質な農家とが存在する。脱農できる農家はかぎられ、このままでは、圧倒的多数の同質な農家群は身動きできないままに一生を送ることになる。格差の拡大をもたらす制度は正の遅れの最たるものは所得再分配制度の欠如あるいは脆弱性であり、農家・農民の自立性と安定性を保つのではなく、いまやその障害となっている農地所有制度と思われる。

農産物の政府支持価格制度は一種の所得再分配機能を持つこともあるが、基本的にそれが農家にとって利益になるための機能を果たすのは農産物が過剰に陥ったときである。過去においてそのような事態はほとんどなかった。現在は、それが機能する条件を持ちつつある。

もう一つの農地所有制度の改革は、もっとも困難な課題に属する。中国の政治体制の根幹を規定し、その経済発展

モデルの象徴であり物的条件でもあるからである。しかし、位置の差から生じる所得契機の問題を除けば、工場立地等のための用地と農地とは基本的に経済的機能が異なる。農地はそれ自体の物的条件が生産の量と質を左右する。物的条件を規定する基本的要因は位置と地力であり、とくに地力の高低には土地改良投資がものをいう。そしてそれを左右する条件は土地所有制度の改革であり、使用権の安定ではない。

農地が私的所有状況にあれば、地力拡大競争が起きその結果生まれる経営純収益や地代は所得として私有され、農地は貸せば賃貸料、売れば土地代金が農家の手に入る。そして土地私有化は土地価格を形成し、それを今の使用権価格より上げる。全体が同じように地力や営農能力を高めれば全体の取量は上がるが、全体の所得自体が増える保障はない。そこで所得再分配機能をもつ補償制度が必要になる。実際は全体が同じように地力や営農能力を高めるところにはならず、農家間に差が出る。それは経済合理的な制度形成の結果であり、地力や営農能力を人一倍高めた農家が他の農家よりも有利な所得を得ることになる。そしてそのような農家が他の農家を引っ張り、他の農家の営農条件を改善して行けば、他の農村地域に比べ、その農村全体の底上げにつながり、資源としての農地の有効利用を促すようにも働く。または農地の流動化を促し経営規模の拡大が

期待される条件が生まれる。このような変化の過渡期において生まれる格差に対しても、所得再分配制度は有効であろう。

しかしダイナミックな変化のまえに、所得再分配制度にも限界が表面化し、やがて同質な農家も分解され、新しい経営組織形態をもった農家または経営組織に吸収されるか、そうして向上した地域経済のもとで、他部門の経済的活動の担い手として再編されて行くであろう。

現在見られ、深化する農村内格差と農村間格差はこのような経過を辿った結果に生まれた格差ではない。ASEANとのFTAは、一億五千万戸の農家を豊かにすることは不可能であることを宣言した側面もある。制度の改革を伴わない国際化は、農業と農家・農民崩壊の危険性をはらむものである。ここで述べた格差拡大はその影響が現われた一面なのである。

農産物を市場に出すことが農家であることの目的ではなく、農家であることが自分の労働で食べていく手段でしかない多数の農家がいる。そして、そのような存在の農家を維持することが可能な時代は過ぎ去ろうとしている。このような農家のあり方を当然とするところに、格差とその拡大の根源も見える。現在の農業諸制度を維持することは、中国農村の平等と安定を保障するとはいえず、むしろ逆なものにしてしまう可能性が高いと思われる。(高橋五郎)